

NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

発行

村田健二税理士事務所

〒720-0825

広島県福山市沖野上 5-29-27 大黒ビル 2F

TEL(084)959-3605 FAX(084)959-3606

**経団連 同一労働同一賃金の実現で提言
役割・貢献度の発揮期待など総合勘案**

政府が検討を進めている「同一労働同一賃金」に対する考え方について、日本経団連が提言を公表した。一方で現在、東京メトロ売店の非正社員（女性）が、正社員との待遇格差が不当だと東京地裁で争っている。世間の空気が労働条件改善に向かっているだけに動向が注目されている。「格差」問題に対して政府は、「同じような職務では正社員か非正社員かは問わず同一賃金とする」考え方をとっている。

経団連の提言では、賃金制度・雇用慣行・法制度の各観点から日欧の現状を比較し、わが国の経済社会基盤と整合性を考慮した仕組み構築の重要性を強調。その上で、目指すべき「日本型同一労働同一賃金」の在り方について、「日

本企業が職務給を前提とする欧州型同一労働同一賃金を導入することは困難である」と指摘した。

同一労働の判断基準については、「職務内容だけでなく、仕事・役割・貢献度の発揮期待などの要素を総合勘案し、自社にとって同一労働と評価される場合に同一賃金を払うことを基本とすべき」としている。この提言内容では、「職務給を前提とする欧州型の賃金体系構築は日本風土に適さない」とする基本姿勢は伝統的に従来と変わらない。さらに「各社個別にやりなさい」とも受け取れる。政府は今後、賃金差がどのような場合に合理的とされるかを示すガイドライン（指針）の策定を検討している。

**土地付建物の取得での建物取壊し費用
やむを得ない理由では取壊し時の損
金**

土地等の非減価償却資産の取得価額については、法人税法上の規定はないが、原則として通常の減価償却資産の取得価額と同様の取扱いによって判断される。土地の購入であれば、購入費用と、その土地を事業の用に供するために直接要した費用の合計額が取得価額となる。しかし、問題となるのは、建物付きの土地を購入し、その土地に工場などの新たな建物を立て直す場合である。

法人税法基本通達 7-3-6 では、土地とともに取得した建物等をおおむね 1 年以内に取り壊す場合において、それらの取壊し費用等は、その土地の取得価額に含めなければならない、と規定している。この規定は、当初からその建物等を取り壊して土地を利用する目的で建物等も取得し

たことが明らかである場合に適用される。ただし、火災などの不測の事態が生じ、その結果取り壊すことになった場合はこの適用はないとされている。

つまり、土地付建物を取得して 1 年以内に建物等を取り壊した場合には、どんな場合でも必ずそれらの費用を土地の取得価額に算入しなければならないわけではない。

初めは建物を事業用の目的で取得し、その後やむを得ない理由が生じてその使用を諦めざるを得ないときは、たとえ取得後 1 年以内にその建物を取り壊したとしても、建物の帳簿価額と取壊し費用の合計は、土地の取得価額に含めずに、取り壊したときの損金とすることができる。